

富山県景観審議会委員公募のお知らせ

平成31年2月28日
富山県土木部建築住宅課

応募期間：平成31年3月1日（金）～4月5日（金）

【公募の趣旨】

富山県では、水と緑といのちが輝く美しい県土の形成を目的とした「富山県景観条例」に基づき、景観づくりに関する総合的な施策を実施しているところですが、この方向性や重要事項についてご意見を述べていただく「富山県景観審議会」の公募委員を募集いたします。

景観について関心をもち、積極的にご意見を述べていただける方の応募をお待ちしております。

【委員の概要】

- 1 募集人数 1名（公募以外の委員も含めた委員総数は17名の予定です。）
- 2 審議事項 (1) 富山県景観条例に定める事項
（景観づくりの基本方針の決定及び変更、景観づくりの推進に関し必要な事項など）
(2) 富山県屋外広告物条例に定める事項
（屋外広告物の禁止地域の指定、許可基準の変更など）
- 3 任期 委嘱の日から2年間（2019年8月10日～2021年8月9日となる予定）
- 4 開催回数 年に1～2回程度（1回の開催時間は2時間程度です。）
- 5 報酬など 審議会に出席いただいた場合には、県が定める報酬（12,000円／回を予定）及び旅費をお支払いいたします。

【応募要領】

1 応募資格

次の（1）～（5）のすべての要件に該当する方

- （1） 富山県内に在住しておられる方
- （2） 年齢18歳以上の方（平成31年4月1日現在）
- （3） 国若しくは地方公共団体の議員又は常勤の公務員でない方
- （4） 県の他の審議会等の委員でない方
- （5） 年1～2回程度開催される「富山県景観審議会」に出席できる方
（会議は平日に、県庁又はその近くの施設で開催します。）

※参考：平成30年度は1回開催（平成30年10月22日（月）富山県民会館）

2 応募方法

| | |
|----------|--|
| (1) 申込手続 | 次の書類を県庁建築住宅課（本館4階）に提出してください。 （持参、郵送、電子メールのいずれでも結構です。） ア 応募申込書（必要事項を記入してください。） イ レポート（様式自由、1,000字程度） 次のテーマについて、ご意見、ご提案等を記述してください。 テーマ：「富山らしい景観づくりのために必要なこと」 ※ なお、提出された書類は返却しませんので、あらかじめご了承ください。 |
| (2) 受付期間 | <u>平成31年3月1日（金）～4月5日（金）</u> 《郵送の場合》 4月5日（金）までの消印のあるものに限り受け付けます。 《持参の場合》 期間中の受付時間は、午前8時30分から午後5時15分までです。なお、土・日曜日、祝日は閉庁のため、受け付けいたしません。 《電子メールの場合》 4月5日（金）午後5時15分までに受信したものに限り、受け付けます。 |

3 応募先

富山県土木部建築住宅課（富山県庁舎本館4階） 富山市新総曲輪1番7号

4 選考方法

応募申込書及びレポートにより選考を行います。

5 選考結果の通知及び開示

(1) 通知 平成31年4月下旬までに、郵送により本人あてに通知いたします。（当落のみ）

(2) 開示 応募者本人が希望される場合、次のとおり開示します。

- ア 開示請求者 本人に限ります。
- イ 開示内容 本人の総合得点（応募申込書及びレポートによる得点の合計）と順位
- ウ 開示期間 結果通知の発送の日から1か月間
- エ 開示場所 県庁土木部建築住宅課内（本館4階）
- オ 必要な書類 運転免許証、旅券など顔写真付きの身分証明書
- カ その他 郵送による開示請求はできません。

6 その他

ご要望があれば、パンフレット「富山県景観条例のあらまし」を送付します。

富山県の景観施策の概要、景観審議会のこれまでの審議内容などについては、インターネット上の次のページをご覧ください。

富山県建築住宅課ホームページ = http://www.pref.toyama.jp/cms_sec/1507/index.html

| | |
|--------|---|
| 【問合せ先】 | 〒930-8501 富山市新総曲輪1番7号 富山県土木部建築住宅課景観係 TEL 076-444-9661（直通） FAX 076-444-4423 E-mail akenchikujutaku@pref.toyama.lg.jp |
|--------|---|